

亀岡市総合教育会議資料 教員の働き方改革について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置 【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

【参考】令和7年度 教職員の長時間勤務 人数調べ

(人)

	時間外勤務時間数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均
小学校分	100時間以上の教職員数	11 (10)	9 (12)	16 (15)	3 (5)	1 (3)	3 (1)	7 (11)	5 (5)	2 (6)	6.3 (7.6)
	人数/全教職員	2.9%	2.4%	4.3%	0.8%	0.3%	0.8%	1.9%	1.3%	0.5%	1.7%
	80時間以上100時間未満の教職員数	39 (37)	29 (45)	19 (33)	7 (6)	0 (1)	17 (14)	32 (31)	11 (21)	9 (7)	18.1 (21.7)
	人数/全教職員	10.4%	7.8%	5.1%	1.9%	0.0%	4.5%	8.6%	2.9%	2.4%	4.8%
	60時間以上80時間未満の教職員数	68 (84)	66 (84)	65 (67)	26 (38)	1 (3)	44 (46)	65 (69)	47 (80)	54 (37)	48.4 (56.4)
	人数/全教職員	18.2%	17.6%	17.4%	7.0%	0.3%	11.8%	17.4%	12.6%	14.4%	12.9%
	45時間以上60時間未満の教職員数	78 (85)	76 (77)	80 (71)	42 (65)	3 (2)	64 (73)	82 (86)	55 (71)	63 (89)	60.3 (48.0)
	人数/全教職員	20.9%	20.3%	21.4%	11.2%	0.8%	17.1%	21.9%	14.7%	16.8%	16.1%
全教職員 374名 (5月1日現在)	45時間以上(トータル)の職員数	196 (216)	180 (218)	180 (186)	78 (114)	5 (9)	128 (134)	186 (197)	118 (177)	128 (139)	133.2 (154.4)
	人数/全教職員	52.4%	48.1%	48.1%	20.9%	1.3%	34.2%	49.7%	31.6%	34.2%	35.6%
中学校分	100時間以上の教職員数	43 (45)	26 (39)	38 (27)	19 (16)	0 (0)	28 (20)	26 (14)	9 (23)	8 (4)	21.9 (20.9)
	人数/全教職員	19.2%	11.6%	17.0%	8.5%	0.0%	12.5%	11.6%	4.0%	3.6%	9.8%
	80時間以上の教職員数	46 (46)	48 (49)	46 (37)	33 (21)	3 (1)	50 (38)	42 (52)	24 (33)	21 (20)	34.8 (33.0)
	人数/全教職員	20.5%	21.4%	20.5%	14.7%	1.3%	22.3%	18.8%	10.7%	9.4%	15.5%
	60時間以上の教職員数	52 (48)	63 (49)	55 (56)	48 (46)	3 (6)	49 (50)	49 (42)	60 (51)	54 (33)	48.1 (42.3)
	人数/全教職員	23.2%	28.1%	24.6%	21.4%	1.3%	21.9%	21.9%	26.8%	24.1%	21.5%
	45時間以上の教職員数	36 (33)	32 (31)	35 (41)	43 (46)	15 (14)	30 (42)	36 (33)	50 (36)	46 (54)	35.9 (36.7)
	人数/全教職員	16.1%	36.0%	15.6%	19.2%	6.7%	13.4%	16.1%	22.3%	20.5%	16.0%
全教職員 224名 (5月1日現在)	45時間以上(トータル)の職員数	177 (172)	169 (168)	174 (161)	143 (129)	21 (21)	157 (150)	153 (141)	143 (143)	129 (111)	140.7 (140.7)
	人数/全教職員	79.0%	75.4%	77.7%	63.8%	9.4%	70.1%	68.3%	63.8%	57.6%	62.8%

※()内はR6年度数値

※全教職員数は小学校に義務教育学校前期課程、中学校に義務教育学校後期課程を含む。

598人中
年間360時間以上720時間未満 273人(45.6%)
年間720時間以上 51人(8.5%)

亀岡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月 亀岡市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . .	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

依然として教育職員の時間外在校等時間が長時間に及ぶ状況にある中、健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、いきいきと児童生徒への教育にまい進できる環境を整備するとともに、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立しながら、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けたよりよい教育を行うためには、学校の働き方改革による教育職員の勤務状況改善が不可欠となっている。

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が令和7年6月に改正され、新たに設けられた第8条第1項に規定される計画として策定するものであり、教育委員会のみならず、教育に関わる関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・共同しながら、施策の実行、検証及び改善を重ねていくことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図るとともに、「第2次亀岡市教育振興基本計画」の基本施策に位置づけられる効率的・効果的な教育行政の運営と働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進する指針となるものである。

(2) 本市の現状

○亀岡市では、令和2年4月に「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限時間を規定するとともに、同規則に基づき、「亀岡市立小・中・義務教育学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、亀岡市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月52時間	36.0%	6.1%
中学校	月55時間	57.6%	20.8%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合がそれぞれ小学校：36.0%、中学校：57.6%と高くなっている。児童生徒への指導や保護者対応、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、ICTのさらなる活用や、業務委託等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質を向上させるための時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指すための目標は以下のとおり。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13.6日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【16.1%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【83.7】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 亀岡市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時間について見直しを検討。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民と協力した通学路の見守り活動体

制の構築に努める。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者の主体性に委ねることとする。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金については、徴収手続き等の精査を進める。特に給食費については、国の無償化政策の動向を注視しつつ、公会計化について検討する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」④関係）

- ・現状、対応困難で過剰な要求等に対する事案については、学校と教育委員会が連携し、必要に応じてスクールロイヤー制度を活用し、毅然とした対応を取ることをとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑤関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、亀岡市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室内で、引き続き事務職員の育成及び資質の向上、事務処理の標準化・効率化を図り、さらなる学校事務体制の強化に取り組む。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑥関係）

- ・プールの授業については民間委託事業者への委託または実技の必要性について調査検討を行う。

◇部活動（「3分類」⑦関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑧⑨関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の効果的な活用方法を検討する。

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑩関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見の活用方法を検討し、教育職員との連携・協働による支援体制の構築に努める。
- ・教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携を促進し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

◇学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行う中で、特に本市が課題と考える事項として「GIGA環境・汎用クラウドツールの一層の活用」、「今後の校務支援システムの在り方検討」、「現状を踏まえたセキュリティポリシーの改訂」について研究を進める。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・１箇月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に対し、産業医による面接指導を案内する。
- ・ストレスチェックの受検率９０％超を目指すとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。【R6：80.6％】
- ・心身の健康問題についての相談窓口を教職員に対して周知する等、相談しやすい環境の整備に努める。
- ・令和９年度中に、学校における定時退校日を週１回以上設定するよう推進する。

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 引き続き長期休業等期間中の一斉閉校期間に合わせて、連続する5日間の休暇取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、亀岡市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、亀岡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、亀岡市で導入している退勤管理システムで把握し、その他の目標については、亀岡市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育職員の時間外在校等時間が長期に及んでいる要因を把握するため、調査・研究に努める。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、亀岡市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、教育職員がいきいきと働くことのできる職場を作っていくことで、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを推進する。

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
- ⑥ 学校プールや体育館等の施設・
設備の管理
- ⑦ 部活動

教師の業務だが負担軽減を 促進すべき業務

- ⑧ 授業準備
- ⑨ 学習評価や成績処理
- ⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応